

令和4年度 新事業支援－Vチャレンジャー

伴走支援企業募集要項

1 新事業支援－Vチャレンジャー

1-1 事業の目的

新型コロナウイルス感染症拡大やデジタル化の加速をはじめ、世の中が大きく変わる中、中小企業においても事業の変革が必要です。「新しい事業の柱をつくらないと」と思いつつ、何から手をつけたらいいのだろうと考えておられる企業さまも多いのではないのでしょうか。

本事業は、下記のような新規事業にチャレンジする事業者、

- ・これから新規事業計画を作成し取り組む方
- ・すでに事業計画を立て実行しているが、課題を抱えている方

を対象に、事業計画策定から実施までを支援機関と連携し伴走支援を実施することで、一歩を踏み出すためのきっかけを提供する。また、この支援の過程を大阪府域へ発信することで、新たなチャレンジャーを増やす好循環を生み出すことを目的としています。

1-2 支援内容について

- ・ 申請企業が支援機関（金融機関、商工会・商工会議所、税理士、中小企業診断士、クリエイター等）と策定する新規事業計画（申請書）に基づき、その実現に向けて伴走支援を行います。
- ・ 伴走支援は支援機関が申請者と協議の上で作成する「伴走支援進捗管理表」に基づき実施します。管理表でやるべきことを可視化し、必要に応じて適切な専門家が加わりサポートを行うことで事業の成長を加速させます。

1-3 新規事業の事例（一例）

- ・ 新商品、新サービスの開発
- ・ 取引先開拓の取組
- ・ 商品販売のためのECサイト作成
- ・ 新事業展開をめざした補助金申請及び申請事業の実施
- ・ B to BからB to Cへ新営業手法の確立

1-4 費用の負担について

- ・ 参加費は無料です。
- ・ 支援機関への謝金は、公益財団法人大阪産業局が支払います。
- ・ 新規事業計画の実行に伴う費用は、申請者の負担となります。

※原材料費、研究費、設備投資等に伴う費用

1-5 支援期間について

- ・ 伴走支援期間は2022年7月1日～2023年2月28日です。

1-6 その他

- ・ 伴走支援開始後は、進捗状況の確認及び事業の推進のために必要な事項を協議するため、申請者・支援機関において期間内に36回以上の支援の実施が必要です。（打合せ（対面、オンライン）、電話、メール等）
- ・ 本事業の参加により、大阪府の製品・サービスの購入において有利な取り扱いを受けられるものではありません。

2 申請者の要件について

- ・ 以下の【A】、【B】ともに該当するものとします。

【A】本店または事業所の所在地が大阪府内にある中小企業者及び小規模事業者

【B】大阪産業局が主催する当事業セミナー&ワークショップ、もしくは、当団体が指定する大阪府内の商工会、商工会議所等が主催する関連セミナーに参加していること

- ・ 申請者の役員、従業員及びこの事業を共同で実施する構成員が、暴力団員又は暴力団密接関係者である場合や、暴力団の利益になる、又はなるおそれがある場合は申請できません。

3 申請書提出期限

- ・ 2022年6月20日（月）17:00まで

4 伴走支援対象事業者決定の概要等

4-1 募集者数

- ・ 50者（内、半数は小規模事業者）

4-2 評価の基準

下記の視点について評価を行います。

- ① 事業アイデア
- ② 事業の実現可能性
- ③ 財務計画
- ④ 地域、社会性
- ⑤ 代表者の資質

4-3 審査の流れ

- ・ 伴走支援の対象事業者は、有識者による書類審査を経て決定します。
※申請書（5-1提出書類を参照）をもとに書類審査を行います。
※審査結果は、メールにて通知します。

4-4 スケジュール

| 項目 | 日時 |
|---------------------|-----------------|
| 伴走支援 事業者申請・支援機関登録締切 | 6月20日(月) 17:00 |
| 書類審査 | 6月22日(水)～24日(金) |
| 伴走支援支援事業者決定 | 6月28日(火) |
| 伴走支援スタート | 7月1日(金) |

5 提出書類について

5-1 提出書類

- ・ 申請書一式。

5-2 申請書の入手方法

- ・ 下記よりダウンロードしてください。

https://www.sansokan.jp/events/eve_detail_san?H_A_NO=37299

5-3 提出方法

- ・ 提出書類：伴走支援 申請書(5-1 提出書類)
- ・ 提出方法：電子メールのみ

留意事項

- ① Excel、PDF 2 種類の形式ファイルをメールで chiiki@obda.or.jp 宛にご提出ください。
※ファイルを圧縮して送信する場合は、必ずZIP形式で圧縮してください。
※提出書類の受領後2営業日以内に、認定申請書に記載されたアドレスあてに、受領メールをお送りします。受領メールが届かない場合は、提出書類を受理できていない可能性がありますので、7の問い合わせ先までお問い合わせください。

6 注意事項

6-1 提出書類

提出された書類はお返ししません。

6-2 個人情報等

申請書類における個人情報及び法人情報は、大阪府及び公益財団法人大阪産業局が新事業支援-Vチャレンジャーの運営のみに使用し、その他の目的に使用することはありません。また、承諾なく第三者に提供することはありません。

6-3 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する場合があります。

- ① 申請資格を有しないことが判明したとき
- ② 同一の者が複数の応募をしたとき（この場合はいずれの申請も選定から除外）
- ③ 審査員に対して、直接・間接を問わず、故意に接触を求めたとき
- ④ 申請書類等に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- ⑤ 指定の期日までに審査に必要な書類又はデータを提出しなかったとき
- ⑥ その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為を行ったとき

6-4 支援決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、認定を取り消す場合があります。

- ① 申請事業を実行できない状況になったとき
- ② 大阪府の信用を著しく失墜させる行為をしたとき
- ③ 破産、会社更生、民事再生等の法的手続きを申請したとき
- ④ 各法令等に抵触する行為をしたとき又はその恐れがあるとき
- ⑤ その他、支援を行うことが適切でないと公益財団法人大阪産業局が判断する事実が判明したとき

6-5 取組み内容の公表等

取組み内容の名称、企業名を公表します。また、成果等について広くPRして、認知度の向上を図ります。公表する成果等の範囲については事前に相談させていただきます。

6-6 その他

- ① 新規事業ネットワーク（仮）からの情報提供について

本事業は、新事業支援-Vチャレンジャーの一環として実施しており、参加頂いた方は7月以降開始予定の新規事業ネットワークの情報提供をさせていただきます。

※新規事業に有用な情報提供やSNSなどの発信を行います。

- ② 知識経験等の還元

大阪の中小企業振興に寄与するため、講演の講師やSNSでの情報発信などにより、知識や経験等の提供を求めることがあります。

7 お問い合わせ先・申請書類提出先

<お問い合わせ先>

大阪産業局 新事業支援-Vチャレンジャー 運営事務局

TEL : 06-4256-3501

E-MAIL: chiiki@obda.or.jp

受付時間:月 - 金 10:00 - 17:30 (土・日・祝日除く)